

(ジェネリック医薬品)

# 後発医薬品の使用促進

当院では厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。

※医薬品の供給状況によって薬剤が変更になる可能性があります。

その際は必ずご説明致しますので、ご安心ください

# 先発医薬品の選定療養費

診療報酬改定により 2024 年 10 月 1 日から先発医薬品を患者さん自身が希望した場合は、選定療養費(保険適応外)として自己負担請求が発生します。

※医療上の必要性があると医師が判断した場合、後発医薬品の提供が困難な場合等は保険給付対象

後発医薬品への変更について  
ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。  
ご不明な点がございましたら  
主治医または薬剤師にお尋ねください。